

史跡大安場古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡大安場古墳の保存、活用、整備のため史跡大安場古墳保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、有識者による意見交換の場を設けるため、史跡大安場古墳保存計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 史跡大安場古墳の保存、活用、整備、運営・体制の現状、課題及び今後の方針に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから郡山市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識を有する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 地域関係者
 - (4) 観光団体関係者
- 2 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 委員の任期は、計画策定までとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が座長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光部文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、設置の目的を達成したときにはその効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、設置の目的を達成したときにはその効力を失う。